

給水装置所有者変更届の提出について

死亡・相続

給水装置の所有者が死亡したときは、届出が必要です。
下記により「給水装置所有者変更届」の提出をお願いします。

1. 提出時期 相続手続き完了後
2. 必要書類 ・ 給水装置所有者変更届
 ・ 所有権が移行したことがわかる書類の写し
 (土地・家屋の登記簿、遺産分割協議書いずれか1点)
3. 提出先 豊田市上下水道局料金課 (持参または郵送)
 〒471-8501 愛知県豊田市西町3丁目60番地
 豊田市役所西庁舎1階
4. 問合せ先 豊田市上下水道局料金課
 電話 (0565) 34-6654
 午前8時30分から午後5時15分まで
 (土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く)

【記入例】死亡の場合

施行基準様式第1号

給水装置所有者変更届

豊田市事業管理者 様

こちらの欄を記入してください

下記のとおりに給水装置の所有者に変更がありましたので、届出をお願いします。

記入上の注意を読んでからご記入ください。

提出日 □□ 年 □月 □日

給水装置設置場所	豊田市 〇〇 町 〇丁目 〇〇番地	
建物名称	※集合住宅の場合は、名称を記入してください。 ☐ 複数申請有 (裏面記載)	
お客様番号 (水道番号)	9 8 7 6 5 4 — 料金のお知らせ (検針票) をご覧ください	
新所有者	住所	〒 470 — 0000 豊田市◇◇町◇◇丁目◇◇番地
	フリガナ	スイドウ タロウ
	氏名	水道 太郎 (電話 090 — 0000 — 0000)
旧所有者	住所	
	氏名	(※)
届出者	区分	☒ 新所有者 ☐ 旧所有者 ☐ その他
	住所	
	氏名	(電話 — —)

※区分が「その他」の場合、届出者の住所・氏名を記入してください。

記入上の注意

1 太枠の中のみ記入してください。

2 旧所有者が所在不明等で同意が得られない場合は、給水装置設置場所の土地又は家屋の所有権が新所有者に移行されていることがわかる書類を提示してください。

3 本届書に係る権利関係について、後日利害関係人等から異議の申出があっても、上下水道局はその責任を負いません。